

第6回白川町農業委員会会議録

1 開催日時 令和6年6月27日(木) 午後2時00分から

2 開催場所 白川町役場分館大会議室

3 出席委員 会 長 14番 榎間 博幸君

農 業 委 員

1番 今井 智也君 2番 清水 寛之君 3番 西野 晃治君

5番 藤井 芳昭君 6番 田口 直樹君 7番 田口 裕和君

9番 渡邊 智明君 10番 藤井 一倫君 11番 佐伯美智代君

12番 藤井 好弘君 13番 土井 文子君

農地利用最適化推進委員

嶋崎 義和君 林 良彦君 伊佐治直哉君 加藤 文男君

山下 良雄君 安江 桂君 熊崎 伸一君

4 欠席者 農業委員 4番 竹腰 清美君 8番 安江 定廣君

推進委員 佐伯 範夫君

5 事務局 事務局長 長尾 弘巳

書記 安江健太郎 渡邊 俊介

立川 崇

6 議事日程

第1 議事録署名者の指名について

第2 議第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議第16号 農地法第4条の規定による許可申請について

第4 議第17号 農地法第5条の規定による許可申請について

第5 議第18号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定

による農用地利用集積計画について

第6 その他

7 会議の概要

(14:00)

長尾事務局長 ただいまから第6回白川町農業委員会総会を開催します。

進行については、会長にお渡しします。よろしくお願いします。

議 長 それでは、ただいまから令和6年第6回総会を開会いたします。本日の出席は、委員12名、推進委員7名です。「農業委員会等に関する法律」第27条に規定されている在任する委員の過半数の出席がありますので総会は成立します。

それでは、日程第1の白川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、9番渡邊智明委員、11番佐伯美智代委員を指名します。なお、本日の会議書記には事務局職員を指名いたします。次に、日程第2の議第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

渡邊事務局長 「農地法第3条の規定による許可申請について」資料を基に説明した。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの申請番号1に関連して、地元委員による現地調査の結果ならびに補足説明を求めます。なお、申請番号1の現地調査ならびに補足説明については、担当地区の安江定廣委員が欠席なので、林良彦推進委員をお願いします。

林推進委員 申請番号1は、白山地内田1筆の所有権移転です。所有者は河東の〇〇さん、譲受人は同じく河東の□□さんです。所有者は、高齢で耕作が困難なため、農業経営を縮小したいと考えています。譲受人は自宅に隣接した本申請地を譲り受けて、農業経営の拡大を考えています。先日、安江定廣委員と現地調査を行い、田口さんに話を聞いてきました。申請地は譲受人の農地とも隣接しており一体的に耕作する予定で、農業に意欲的で後継者の方も3か月に1回程度、草刈り等の作業を行っています。

議長 次に申請番号2、3に関連して、地元委員による現地調査の結果ならびに補足説明を求めます。

藤井好弘委員 申請番号2は黒川鱒淵地内の田5筆、畑1筆の所有権移転です。所有者は三重県の△△さん、譲受人は黒川の●●さんです。所有者は三重県在住で、耕作が困難なため、本申請地を譲り渡したいと考えています。譲受人は自宅近くに位置する本申請地を譲り受け、農業経営拡大を計画しています。なお、申請地は現在、鱒淵営農組合が耕作しています。

申請番号3は黒川中新田地内の田5筆、畑2筆の所有権移転です。所有者は黒川の■■さんと譲受人の▽▽さんは親子です。所有者の■■さんは高齢で、現在の農業経営は譲受人である長男が行っているため、所有権を譲渡するものです。

議長 申請番号2、3に関連して、担当推進委員である加藤推進委員から申請内容について補足説明や意見はありますか。

加藤推進委員 特に問題ありません。

議長 申請地の担当委員及び推進委員の説明が終了しましたので、これより議第15号について質疑に入ります。

(質疑なし)

議 長 質問等ないようですので採決いたします。議第15号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。議第15号の申請については原案のとおり決定いたします。次に、日程第3の議第16号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

渡邊事務局員 「農地法第4条の規定による許可申請について」資料を基に説明した。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの申請番号1に関連して、地元委員による現地調査の結果ならびに補足説明を求めます。

藤井好弘委員 申請番号1は黒川中切地内、田3筆の転用になります。申請者は〇〇さんです。申請者は、申請地を昭和61年から住宅敷地としています。造成時に農地法の知識がないまま進めてしまったとのこと。この件については始末書が提出されており、申請者も反省しています。今回、正しく許可を受けたいとのこと。

議 長 申請番号1に関連して、担当推進委員である加藤推進委員から申請内容について補足説明や意見はありますか。

加藤推進委員 現況に合わせた手続きを依頼しました。

議 長 申請地の担当委員及び推進委員の説明が終了しましたので、これより議第16号について質疑に入ります。

(質疑なし)

議 長 質問等ないようですので採決いたします。議第16号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。議第16号の申請については原案のとおり決定いたします。次に、日程第4の議第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

渡邊事務局員 「農地法第5条の規定による許可申請について」資料を基に説明した。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの申請番号1に関連して、地元委員による現地調査の結果ならびに補足説明を求めます。

藤井一倫委員 申請番号1は黒川中切地内、田1筆の転用になります。所有者は愛知県在住の△△さん、転用事業者は株式会社□□になります。本申請地は、近年まで地元農家が耕作していましたが、水利が不調で耕作が難しい状況になっていました。転用事業者はガソリンスタンドのほか、水道関係や水回り設備の工事を行っています。同社は工事に際して発生する残土の仮置き場、建設機械の保管場所を必要としており、本申請地が適当であるとして申請を行いました。

議 長 申請番号1に関連して、担当推進委員である山下推進委員から申請内容について補足説明や意見はありますか。

山下推進委員 特に問題はないと思います。

議 長 申請地の担当委員及び推進委員の説明が終了しましたので、これより議第17号について質疑に入ります。

(質疑なし)

議 長 質問等ないようですので採決いたします。議第17号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。議第17号の申請については原案のとおり決定いたします。次に、日程第5の議第18号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する

法律の規定による農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

渡邊事務局員 「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の規定による農用地利用集積計画について」資料を基に説明した。

議長 事務局の説明が終わりました。ただいまの申請番号1から3に関連して、地元委員による現地調査の結果ならびに補足説明を求めます。

清水寛之委員 申請番号1から3の申請地については、利用権設定の期限が令和6年5月31日までとなっており、更新のため申請がなされるものです。申請番号1は下佐見地内、田1筆、畑1筆で所有者は長野県在住の△△さん、申請番号2は下佐見地内、田1筆で所有者は土岐市在住の〇〇さん、申請番号3は下佐見地内、田1筆で所有者は下佐見の□□さん、借受人は全て下佐見の●●さんです。借受人は水稲と野菜の栽培のほか、イベント等での自作農作物を使った料理の提供をしています。これまでも、精力的に農業経営しており、担い手として期待されています。

議長 申請に関連して、担当推進委員である熊崎推進委員から申請内容について補足説明や意見はありますか。

熊崎推進委員 地元農家との関係も良好で問題ありません。

議長 申請地の担当委員及び推進委員の説明が終了しましたので、これより議第18号について質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質問等ないようですので採決いたします。議第18号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。議第18号の申請については原案のとおり決定いたします。次に日程第6の「その他事項について」を議題に供します。事務局に説明を求めます。

安江事務局員 その他（農産物販売実績、岐阜県農業会議だより）について資料を基に説明した。

議 長 事務局の説明が終わりました。その他事項についてご意見やご質問はありますか。

議 長 その他、意見等ありませんので次回農業委員会総会について事務局で調整をお願いします。

長尾事務局長 次回、農業委員会は7月29日（月）午後2時00分から本庁分館3階の大会議室での開催を予定しています。

議 長 次回の第7回農業委員会は、農業委員会は7月29日（月）午後2時00分から役場本庁分館の大会議室での開催といたしますのでよろしくをお願いします。それでは白川町農業委員会第6回総会を閉会いたします。最後に職務代理者から閉会のあいさつをお願いします。

今井智也委員 閉会のあいさつをして総会終了を宣した。

(14:45)